

に參與す

評議員は理事と協力して支部組織の強化發展並に組合員と支部及本部との連絡に任ず

相談役は支部長の諮問に應じ支部一切の會議に参加して意見を述べざるを得

第十四條 本支部の役員は大會に於て選任す但し理事並に評議員の選任は本部執行委員會に於て定められたる比率に依つて選出すべきものとす本支部役員は本部執行委員會の承認を要す

第十五條 本支部役員は任期は大會より次期大會迄とす但し再選を妨げず

第十六條 役員に欠員を生じたる時は支部理事會の決議を以て補充する事を得但し補欠役員は選任の日より次期大會迄と

す

第五章 附則

第十七條 入會並に脱會及組合員の權利義務に關する規定は本部規約に従ふ

第十八條 會計に關する規定は本部規約に従ふ

第十九條 本規約の改正は次支部大會三分の二以上の賛同を要す

第二十條 本規約は本支部創立の日より之を施行す

第二十一條 必要に應じて支部内規を設くる事を得但し支部内規の施行は本部執行委員會の承認を要す

以上